

広島県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の サービス提供体制確保事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 新型コロナウイルス感染症の発生による通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行うことで、必要な介護サービスを継続して提供できる環境を整備することを目的として、介護サービス事業所・施設等を運営する者に対し、広島県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「介護施設等」とは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅をいう。

2 この要綱において「訪問系サービス事業所」とは、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る。）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所（別表1（ア）の事業を除く。）及び居宅療養管理指導事業所をいう。

3 この要綱において「短期入所系サービス事業所」とは、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。）をいう。

4 この要綱において「通所系サービス事業所」とは、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）をいう。

5 この要綱において「介護サービス事業所・施設等」とは、介護施設等、訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び通所系サービス事業所をいう。

6 この要綱において「高齢者施設等」とは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所をいう。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象者（以下「補助事業者」という。）は、広島県内（広島市、呉市及び福山市を除く。）に所在する介護サービス事業所・施設等であって、別表1の「交付対象」欄のいずれかに該当するものを運営する者とする。

- 2 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和4年4月1日以降に補助事業者が行った緊急時介護人材確保・職場環境復旧等事業とする。
- 3 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1の「対象経費」欄に定める、緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用及び連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用とする。

（交付額の算定方法）

第4条 補助金の交付額は、介護サービス事業所・施設等ごとに、別表1に定める基準単価と補助対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（申請手続）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業終了後に、別記様式第1号の交付申請書兼実績報告書に係る書類を添えて、知事に提出するものとする。

- 2 前項の交付申請書兼実績報告書の提出期限は、知事が別途定める日とする。

（交付の条件）

第6条 規則第5条第3項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- （1） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- （2） 補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- （3） 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記様式第2号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがある。

- 2 補助事業者が前項の条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

（補助金の額の確定等）

第7条 知事は、第5条第1項の規定により提出された交付申請書兼実績報告書の審査等を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、及び交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第3号により補助事業者に対し通知する。

（申請の取り下げ）

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取り下げをすることができる期間は、前条の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

（実施規定）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月15日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月29日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月11日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月30日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

(別表1) 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等事業(基準単価)

基準単価(単位:千円、1事業所又は1定員当たり)								
交付対象		事業所・施設等の種別(※1)	各サービス共通		各サービス共通			
			人数	単価	人数	単価		
通所系	1	通常規模型	537	/事業所	537	/事業所		
	2	通所介護事業所	684	/事業所	684	/事業所		
	3	大規模型(Ⅰ)	889	/事業所	889	/事業所		
	4	大規模型(Ⅱ)	231	/事業所	231	/事業所		
	5	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む。)	226	/事業所	226	/事業所		
	6	認知症対応型通所介護事業所	564	/事業所	564	/事業所		
	7	通所リハビリテーション事業所	710	/事業所	710	/事業所		
	8	大規模型(Ⅱ)	1,133	/事業所	1,133	/事業所		
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	27	/定員	-	-		
訪問系	10	訪問介護事業所	320	/事業所	-	-		
	11	訪問入浴介護事業所	339	/事業所	-	-		
	12	訪問看護事業所	311	/事業所	-	-		
	13	訪問リハビリテーション事業所	137	/事業所	-	-		
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	508	/事業所	-	-		
	15	夜間対応型訪問介護事業所	204	/事業所	-	-		
	16	居宅介護支援事業所	148	/事業所	-	-		
	17	福祉用具貸与事業所	-	-	-	-		
多機能型	19	小規模多機能型居宅介護事業所	475	/事業所	-	-		
	20	看護小規模多機能型居宅介護事業所	638	/事業所	-	-		
入所施設・居住系	21	介護老人福祉施設	38	/定員	-	-		
	22	地域密着型介護老人福祉施設	40	/定員	-	-		
	23	介護老人保健施設	38	/定員	-	-		
	24	介護医療院	48	/定員	-	-		
	25	介護療養型医療施設	43	/定員	-	-		
	26	認知症対応型共同生活介護事業所	36	/定員	-	-		
	27	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)	37	/定員	-	-		
	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)	35	/定員	-	-		
対象経費			<p>○(ア)①及び②に該当する事業所・施設等の場合</p> <p>【緊急時の介護人材確保に係る費用】</p> <p>① 職員等の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、広域職員受入に係る人件費・旅費・宿泊費、一定の要件に該当する自費検査費用(別表2のとおり、介護施設等に限る。)</p> <p>② 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用</p> <p>【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】</p> <p>③ 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用</p> <p>④ 感染性廃棄物の処理費用</p> <p>⑤ 感染者又は感染者と接触した者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用</p> <p>⑥ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用 代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く。)</p> <p>※なお、②、⑥については、代替サービス提供期間のみに限る。</p> <p>○(ア)③に該当する施設等の場合</p> <p>【緊急時の介護人材確保に係る費用】</p> <p>○ 職員等の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 一定の要件に該当する自費検査費用(別表2のとおり、介護施設等に限る。)</p> <p>○(ア)④に該当する高齢者施設等の場合</p> <p>【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】</p> <p>感染対策等を行った上で施設内療養に要する費用(別表3のとおり、高齢者施設等に限る。)</p>		<p>【緊急時の介護人材確保に係る費用】</p> <p>① 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用</p> <p>【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】</p> <p>② 通所系サービスの代替サービス提供のための費用 代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く。)</p> <p>※なお、①、②については、代替サービス提供期間のみに限る</p>		<p>【連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用】</p> <p>・感染が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る人件費・旅費・宿泊費</p>	
交付額			<p>・1事業所・施設等につき、(ア)、(イ)、(ウ)それぞれを基準単価まで交付することができる。</p> <p>・令和5年10月1日以前に支給された「割増賃金・手当」のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。</p> <p>・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。なお、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>・なお、(ア)及び(ウ)の事業所・施設等のうち特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、知事が必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。</p>					

※1 事業所・施設等について、交付申請時点で指定を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～28)により交付する。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～28)により交付する。
- ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、交付申請時点で判断すること。

※2 「通所系サービスの職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡)別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。

※3 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(通所系サービス事業所が※2の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。)が連続3日以上の場合を指す。

(別表2)

別表1の対象経費に記載する経費のうち、(ア)③に該当する施設等の「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱いは、以下のとおりとする。

1 交付対象

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいと見られるため、重症化リスクが高いものが多く入所する高齢者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者への集中的検査を地方自治体の実施する場合には行政検査として取り扱うこととされていることを踏まえて、介護施設等を対象とする。

2 交付の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を補助対象経費とする。

介護施設等において、

- ・感染者と同居する職員
- ・面会後に面会に来た家族が感染者であることが判明した入所者などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

- ①近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること
- ②保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。

※なお、②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書を作成し、別記様式第1号の交付申請書兼実績報告書に添付すること。

※なお、感染者が確認された場合には、行政検査として扱われる場合は本事業の対象とはならない。

3 交付の上限額

一人1回あたりの補助上限額は2万円を限度とする。(ただし、別表1の基準単価の範囲内)

4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

(別表 3)

別表 1 の対象経費に記載する経費のうち、(ア) ④に該当する高齢者施設等の「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」であって、令和 5 年 5 月 7 日までに生じた取扱いは、以下のとおりとする。

1 助成対象

高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、

- ・ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり、
- ・ 保健所の指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

2 交付の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング（区域をわける）の実施
- ③ コホーティング（隔離）の実施
- ④ 担当職員を分ける等の勤務調整
- ⑤ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑥ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、補助対象経費とする。

高齢者施設等であって、以下の(1)及び(2)の要件に該当する場合とする。

- (1) 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- (2) 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑥を実施した高齢者施設等であること。

※なお、(1)及び(2)については、別記様式第 1 号の別紙 4 のチェックリストを交付申請書兼実績報告書に添付すること。

また、上記①～⑥に加え、以下の⑦を満たす日（ただし、令和 4 年 4 月 8 日以降に限る）は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

- ⑦ 小規模施設等（定員 29 人以下）にあつては施設内療養者が同一日に 2 人以上、大規模施設等（定員 30 人以上）にあつては施設内療養者が同一日に 5 人以上いること。

※ 別表 3 でいう「施設内療養者」は、令和 4 年 9 月 30 日までに発症した者については、発症後 15 日以内の者とする。

令和 4 年 10 月 1 日以降に発症した者については、発症日から起算して 10 日以内の者（発症日を含めて 10 日間）とする。ただし、発症日から 10 日間経過しても、症状軽快（※）後 72 時間経過していないために、基本となる療養解除基準（発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快（※）後 72 時間経過）を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して 15 日目までを上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

※ 無症状患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る検体採取日が令和 5 年 1 月 1 日以降の場合は、当該検体採取日から起算して 7 日以内の者（当該検体採取日を含めて 7 日間）を「施設内療養者」とする。なお、陽性確定に係る検

体採取日が令和4年12月末日までの場合は、当該検体採取日を発症日として取り扱って差し支えない。

※ 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

3 交付の上限額

(1) 令和4年9月30日までに発症した施設内療養者となった者

施設内療養者一人あたり15万円とする。ただし、15日以内に入院した場合は、発症日から入院までの施設内での療養日数に応じ、一人あたり一日1万円を補助する。

また、2の⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する（一人あたり最大15万円を追加補助。）。

(2) 令和4年10月1日以降に発症した施設内療養者となった者

施設内療養者一人あたり一日1万円を補助する（一人あたり最大15万円を補助）。

また、2の⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する（一人あたり最大15万円を追加補助。）

追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

なお、交付額は別表1の基準単価の範囲内とする。

4 その他

別表1の対象経費の「(ア) ①及び②に該当する事業所・施設等」への対象経費とあわせて交付を受けることができる。

(別表 3—2)

別表 1 の対象経費に記載する経費のうち、(ア) ④に該当する高齢者施設等の「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」であって、令和 5 年 5 月 8 日以降に生じた経費の取扱いは、以下のとおりとする。

1 助成対象

利用者が新型コロナウイルス感染症に罹患して施設内療養することとなり、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

2 交付の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング（区域をわける）の実施
- ③ コホーティング（隔離）の実施
- ④ 担当職員を分ける等の勤務調整
- ⑤ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑥ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、補助対象経費とする。

高齢者施設等であって、以下の(1)から(5)の要件全てに該当する場合とする。

- (1) 施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- (2) 施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑥を実施した高齢者施設等であること。

※なお、(1)及び(2)については、別記様式第 1 号の別紙 4 のチェックリストを交付申請書兼実績報告書に添付すること。

- (3) 利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した際に、主に以下の対応を行う医療機関を確保している高齢者施設等であること。（自施設の医師が対応を行う場合も含む）。

ア 施設からの電話等による相談への対応・施設への往診（オンライン診療を含む）

イ 入院の要否の判断や入院調整

- (4) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施している高齢者施設等であること。
- (5) 希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施している高齢者施設等であること。

※(3)から(5)については、別途定める様式により提出すること。

さらに、上記 2 ①～⑥に加え、以下の⑦を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

- ⑦ 施設内療養者※が定員規模に応じて以下の人数を満たすこと。

	令和 5 年 5 月 8 日 から 9 月 30 日まで	令和 5 年 10 月 1 日以降
小規模施設等 (定員 29 人以下)	同一日に 2 人以上	同一日に 4 人以上
大規模施設等 (定員 30 人以上)	同一日に 5 人以上	同一日に 10 人以上

- ※ 別表 3-2 でいう「施設内療養者」は、発症日から起算して 10 日以内の者（発症日を含めて 10 日間）とする。ただし、発症日から 10 日間を経過していなくても、発症後 5 日を経過し、かつ、症状軽快から 24 時間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで「施設内療養者」であるものとする。また、発症日から 10 日間経過し、かつ症状軽快から 72 時間経過していない者であって、高齢者施設等において療養が必要であると判断された者については、当該療養を行った日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して 15 日目までを上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。
- ※ 無症状患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る当該検体採取日から起算して 7 日以内の者（当該検体採取日を含めて 7 日間）を「施設内療養者」とする。ただし、発症日から 7 日間を経過していなくても、発症日から 5 日間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで「施設内療養者」であるものとする。
- ※ 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。
- ※ 療養期間中であっても、上記①～⑥の措置が行われていない期間が存在した場合、当該期間は補助の対象外とする

3 交付の上限額

施設内療養者一人あたり以下の金額を補助する。

	令和 5 年 5 月 8 日 から 9 月 30 日まで	令和 5 年 10 月 1 日以降
2 の①から⑥を満たす 場合の補助	1 日 1 万円 (最大 15 万円)	1 日 5 千円 (最大 7 万 5 千円)
上記に加えて 2 の⑦の 要件を満たす場合の補助	1 日 1 万円 (最大 15 万円)	1 日 5 千円 (最大 7 万 5 千円)

追加補助については、小規模施設等は 1 施設あたり 200 万円、大規模施設等は 1 施設あたり 500 万円を限度額とする。

なお、交付額は別表 1 の基準単価の範囲内とする。

4 その他

別表 1 の対象経費の「(ア) ①及び②に該当する事業所・施設等」への対象経費とあわせて交付を受けることができる。

令和 年 月 日

広島県知事様

所在地

補助事業者名

代表者職氏名

広島県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の
サービス提供体制確保事業補助金交付申請書兼実績報告書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 総括表 (別紙1)
- 3 事業所・施設別申請額一覧 (別紙2)
- 4 事業所・施設別個票 (別紙3)
- 5 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用の補助に係るチェックリスト (別紙4) (該当がある場合のみ)
- 6 添付書類
 - (1) 補助対象経費の積算内訳を確認できる書類 (手当等の支給明細書、衛生用品の領収書等)
 - (2) その他参考となる資料 (感染症発生から収束までの経緯がわかる書類等)
 - (3) 口座振替依頼書

(別紙1) 総括表

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業

申請者	フリガナ						
	名 称						
	所在地	(郵便番号 -)					
	連絡先	電話番号		E-mail			
	代表者の職・氏名	職 名		氏 名			
	申請に関する担当者	職 名		氏 名			
申請内容							
サービス種別		交付対象	緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業				
			(ア), (イ)		(ウ)		
			事業所・施設数	申請額	事業所・施設数	申請額	
通所系	通所介護事業所 (通常規模型)		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	通所介護事業所 (大規模型 (I))		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	通所介護事業所 (大規模型 (II))		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	地域密着型通所介護事業所 (療養通所介護事業所を含む。)		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	認知症対応型通所介護事業所		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	通所リハビリテーション事業所 (通常規模型)		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	通所リハビリテーション事業所 (大規模型 (I))		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	通所リハビリテーション事業所 (大規模型 (II))		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
短期入所系	短期入所生活介護事業所		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	短期入所療養介護事業所		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
訪問系	訪問介護事業所		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	訪問入浴介護事業所		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	訪問看護事業所		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	訪問リハビリテーション事業所		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	夜間対応型訪問介護事業所		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	居宅介護支援事業所		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	福祉用具貸与事業所		— か所	— 千円	0 か所	0 千円	
	居宅療養管理指導事業所		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
多機能型	小規模多機能型居宅介護事業所		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
入所施設・居住系	介護老人福祉施設		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	地域密着型介護老人福祉施設		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	介護老人保健施設		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	介護医療院		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	介護療養型医療施設		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	認知症対応型共同生活介護事業所		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	養護老人ホーム (定員30人以上)		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	養護老人ホーム (定員29人以下)		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	軽費老人ホーム (定員30人以上)		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	軽費老人ホーム (定員29人以下)		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	有料老人ホーム (定員30人以上)		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	有料老人ホーム (定員29人以下)		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	サービス付き高齢者向け住宅 (定員30人以上)		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	サービス付き高齢者向け住宅 (定員29人以下)		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円	
	小 計			0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	合 計 ((1)+(2))						0 千円

(ア) …新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等 (休業要請を受けた事業所・施設等を含む。)

(イ) …新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所

(ウ) …感染者が発生した介護サービス事業所・施設等の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等

(別紙2) 事業所・施設別申請額一覧

(単位:千円)

No.	介護保険 事業所番号	事業所・施設名	サービス種別	(ア), (イ)			(ウ)			申請額計(g)	備考
				基準単価(a)	所要額(b)	申請額(c)	基準単価(d)	所要額(e)	申請額(f)		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
合計											

(注)

- 1 行が不足する場合には適宜行を追加して差し支えないが、列の挿入は絶対に行わないこと。
- 2 「基準単価(a)」及び「基準単価(d)」は、「広島県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱」の別表1に記載された基準単価を記入すること。(自動計算)
- 3 「所要額(b)」及び「所要額(e)」は「(別紙3) 事業所・施設別個票」に記載した所要額(千円未満切り捨て)を記入すること。(自動計算)
- 4 「申請額(c)」は、「基準単価(a)」と「所要額(b)」を比較して低い方の額を、「申請額(f)」は、「基準単価(d)」と「所要額(e)」を比較して低い方の額をそれぞれ記入すること。(自動計算)
- 5 「申請額計(g)」は、「申請額(c)」と「申請額(f)」の合計額を記入すること。(自動計算)

(ウ)

基準単価

千円

所要額

千円

交付対象の区分	※下から該当する番号を1つ選択して記入 (複数該当する場合には一番小さい番号のものを記入)	※②の額の千円未満切り捨て
(ウ)感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(以下のいずれかに該当)の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等(※1~※4) A (ア)の①又は③に該当する介護サービス事業所・施設等 B 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所		
<積算内訳>		
費目	所要額(円)	用途・品目・数量等
合計(②)	0	

- ※1 介護施設等
介護老人福祉施設, 地域密着型介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 介護医療院, 介護療養型医療施設, 認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。), 養護老人ホーム, 軽費老人ホーム, 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
- ※2 訪問系サービス事業所
訪問介護事業所, 訪問入浴介護事業所, 訪問看護事業所, 訪問リハビリテーション事業所, 定期巡回・随時対応型訪問看護看護事業所, 夜間対応型訪問介護事業所, 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(訪問サービスに限る。)並びに居宅介護支援事業所, 福祉用具貸与事業所((ア)の事業を除く。)及び居宅療養管理指導事業所
- ※3 短期入所系サービス事業所
短期入所生活介護事業所, 短期入所療養介護事業所, 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(宿泊サービスに限る。)並びに認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。)
- ※4 通所系サービス事業所
通所介護事業所, 地域密着型通所介護事業所, 療養通所介護事業所, 認知症対応型通所介護事業所, 通所リハビリテーション事業所, 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る。)
- ※5 高齢者施設等
介護老人福祉施設, 地域密着型介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 介護医療院, 介護療養型医療施設, 認知症対応型共同生活介護事業所, 養護老人ホーム, 軽費老人ホーム, 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅, 短期入所生活介護事業所, 短期入所療養介護事業所

(別紙4)

感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用の補助に係るチェックリスト

1 施設内療養を実施することとなった経緯(複数の者がいる場合はまとめて記載することも可能)

--

2 チェックリスト

確認項目	
<input type="checkbox"/>	必要な感染予防策を講じた上でサービス提供を実施した。
<input type="checkbox"/>	ゾーニング(区域をわける)を実施した。
<input type="checkbox"/>	コホーティング(隔離)を実施した。
<input type="checkbox"/>	担当職員を分ける等のための勤務調整を実施した。
<input type="checkbox"/>	状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察を実施した。
<input type="checkbox"/>	症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローを確認した。
<input type="checkbox"/>	常時(夜間, 深夜, 早朝を含む。), 1人以上の職員を配置した。 ※やむを得ない事情により, 本要件を満たすことが難しい状況があった場合は, 「その他」に事情を記載すること。

※各項目は施設内療養時の手引きを参考に実施すること。

※各項目を実施したことが分かる資料を保存しておき, 求めがあった場合は, 速やかに提出すること。

その他

--

※本資料への虚偽記載があった場合は, 補助金の返還や交付決定の取消となる場合がある。

本資料の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに, 記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 事業所名 氏名
代表者 職名

年 月 日

広島県知事様

所在地

補助事業者名

代表者職氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた広島県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金について、広島県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱第6条第1項第3号に基づき、次のとおり報告します。

- 1 広島県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱第7条に基づく額の確定又は事業実績報告額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要県費補助金返還相当額）
金 円
- 3 添付書類
 - (1) 2の金額の積算の内訳を記載した書類
 - (2) その他参考になる資料

別記様式第3号（第7条関係）

第 号
（申請者の所在地、名称、代表者氏名等）

令和 年 月 日付けで申請の新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金については、広島県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱第7条の規定により、金 円を交付することに決定するとともに、その額を確定しましたので、通知します。

令和 年 月 日

広島県知事 湯崎 英彦